

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

公益法人制度改革施行10周年に思う 太田 達男	1
財団を支えるエコシステム(環境基盤)づくりとは —WINGSのフィランソロピー支援調査を中心に 青尾 謙	2
第7回深掘りセミナーを開催 「やればわかる」で歩んだ25年	6
「いつでも、どこでも、だれでも」学べる 市橋 淳平	7
公益法人制度改革10周年を迎えるにあたっての アンケート調査報告2～一般法人の選択～ 神山 和也	9
財団ニュース：新会員紹介	11
information／編集後記	12

【はじめに】

今年、公益法人制度の抜本改革10周年、特定非営利活動法人制度施行20周年を迎えるが、世界の金融経済を震撼させたリーマンショックも発生10周年を迎える。2008年9月15日(月)、公益法人協会(以下、公法協)米国非営利組織調査団は、ガイドスターの本拠地ウイリアムズバーグで、地元NPOとの交流セミナーに臨んだが、冒頭創設者バズ・シュミットから、リーマン・ブラザーズの破産申請が紹介された。私の記憶に鮮明に残る出来事であった。

さて、私は18年間務めさせていただいた当センター理事を、本年6月の評議員会で退任させていただいた。また昨年、在任期間17年の公益法人協会理事長を退任し会長に退いた。

この間、公益法人等非営利セクターの諸課題に取り組む機会に恵まれたが、何といても最大のテーマは、110年ぶりの公益法人制度改革であった。私のエネルギーの大半を費やしたといってよい。

内閣府との攻防、議員への提言活動、提言の糧となる国内外の法・税制等の調査研究、非営利セクターの幅広い共働体制構築など、仕事は多岐にわたった。

JFCCの厚意により、今回の巻頭言を皮切りに3回にわたる紙面を提供いただいたが、先ず今回は公益法人制度改革に関連したエピソードをいくつか紹介し、次回及び最終回は、改革後10年公益法人等非営利セクターに生じた新しい環境を見据えて、今後の課題等について考えてみたい。

【お出入り禁止事件】

公法協の重要な仕事の一つは、規制当局からいち早く情報を入手し、必要な対策を立て、要望・提言することであり、これはお互いの信頼関係が基礎になる。内閣官房の行政改革推進事務局とは相互の往来が頻繁にあり、情報交換も密であったが、新法公布後の内閣府公益認定等委員会事務局とは、当初はほぼ関係断絶の状況が続く。公法協は証券会社の会議室でセミナーをしている、委員会ですら審議未了の認定法府令案を勝手に解釈してセ

公益法人制度改革施行10周年に思う

公益財団法人 公益法人協会 会長 太田 達男



ナーで説明している、新法を批判し早くも改正の必要性を主張している、委員の自宅に市民も議事傍聴を可能とする要請状を出した。事務局トップの公法協批判は、このようなものであった。しかしトップなどが交代し、次の代からはこのような馬鹿げた批判もなくなり、正常な関係に戻った。

規制当局と公法協や助成財団センターのような中間支援団体との正常な関係は、アームスレングス(適度な距離感)の関係であるべきと思う。

【怒声・罵声を浴びせる担当官】

2009年11月のこと。私は事務局長に面会すべく、事務室の外の受け付けスペースで待機していた。ところがすぐ右側の相談スペースで担当官が「公益性があると書いてはいけない、それは委員が判断すること、事業内容を事実だけ書けばよい」文字で書くところなるが、口調は怒声を帯び、刑事の取り調べもかかやと思われる雰囲気、二人の老紳士がうなだれて聞く様子もパーティション越しに見て取れた。私は事務局長に抗議したところ、彼も同じような場面を2回見聞きしたということで、善処を約してくれた。初期の頃は、お上と下々の関係意識から抜け出せなかった担当官もいたが、今はそういう人はいないと信じる。

【民間法制・税制調査会】

2003年11月、政府はいよいよ公益法人制度の改革に向けて有識者会議を設置したが、公法協では民間側として法制・税制骨子を提案するための研究・提言組織として、「民間法制・税制調査会」なる組織を2004年1月に立ち上げ、会長にはその方面の理論的支柱であり実務家でもある、さわやか福祉財団堀田力理事長(当時)をお願いした。堀田氏の提案で審議は公開、常に関係者10数名が傍聴するという緊張感あふれる雰囲気の中で白熱した13回の審議の後、報告書として「これでよいのか政府の構想/民間の力を活かす22の対案」を書籍として纏め、提言実働部隊として公法協が関係各方面への働きかけを実施した。これが公法協のその後の要望活動の原点となった。

財団を支えるエコシステム（環境基盤） づくりとは —WINGSのフィランソロピー支援調査を中心に

助成財団センター 参与（国際コミュニケーション担当）

岡山大学大学院講師 青尾 謙



「誰が財団を助けるのか？」

財団、特に助成財団はその持てる資源をもって、奨学金や研究、市民社会組織の活動等の支援を行っている。一方で、財団「に対する」支援について語られることは少ない。それは一見あたりまえにも思える（「財団は人にあげるほどお金を持っているのに、何で助けが必要なの？」）が、実際には、財団も活動を行っていくには、そのための資金の提供（寄付）だけでなく、助成プログラムの開発や改善、調査、ネットワークづくり、人材育成、制度改正、事務効率化等、多くのことを必要としている。それを財団内部で賄えるというところは限られているのではないだろうか。

これまで本誌でもお伝えしてきた通り、格差の拡大に悩む欧州やアメリカ、あるいは経済成長にともなって多様な社会問題が噴出しているアジアにおいて、政府の持つ資金、人材、そして専門性には限りがあることが明確になっている。その欠落を補うために各国の財団数は急成長を見せており、また事業内容も多様化してきている。

それらの新しい組織も含めて、財団が社会のニーズに即した事業を展開していくためには、何が必要なのだろうか。

WINGSの「財団支援エコシステム」調査

助成財団センターも会員となっている、WINGS（助成組織支援のための世界イニシアティブ＝Worldwide Initiatives for Grantmaker Support）では、昨年「フィランソロピーを元気にする（Lift Up Philanthropy）」キャンペーンとして、世界中で財団を支援する取り組みについての事例を集め、調査を行ってきた（図1）。本稿では主にそれらの結果を紹介することにより、現在求められている財団支援のありかたについて考えていくための一助としたい。

図1：WINGSによるレポート“Unlocking Philanthropy's Potential”



WINGS (2018a)

財団に必要な支援の内容

財団が必要とするものは多岐にわたる。主なものをあげれば、①財団同士が集まってネットワークを作り、知見を交換したり協働するための場づくり、②収入（寄付）や財団事業の量的拡大、③人材育成や財団業務のためのツール作り等によるセクターの能力強化、④新しい課題への取り組みや、イノベーションの導入、⑤財団事業を円滑に運営していくためのよりよい環境（法制度等）整備、⑥活動の質の向上や情報公開を通じた社会からの信頼向上等があげられる。（図2参照）

図2：財団支援に必要なもの



Knight (2018:10) ; WINGS (2018a:5) より一部改変

多様な主体の関わり—財団を支える「エコシステム」

これらの多岐にわたる機能を果たすのは、一つの組織

では難しいため、多くの関係者が関わってくるようになる。主な例をあげれば：

- ・(助成財団センターのような) ネットワーク／中間支援組織
- ・財団への資金提供者 (寄付者)
- ・資産運用をサポートする金融機関や投資顧問会社
- ・財団業務へのコンサルティング等を行う専門組織や専門家
- ・新たな社会課題や取り組みについて情報提供を行う研究機関や研究者
- ・財団と地域社会との接点となるコミュニティ財団やNPO等
- ・財団業務や情報発信、寄付のためのシステムやアプリ等を作成する技術開発者
- ・財団を含めた市民社会組織のための法制度強化や、寄付文化の醸成を行うアドボカシーNPO
- ・財団セクターの事業内容を社会に伝えるメディアや情報プラットフォーム等までが含まれる。

近年では、財団を支える仕組みは単一の「支援組織」や「インフラ」ではなく、図3に見るように、これらの多様な主体による、複雑な関わりあいや支えあいによるものであるとして、「財団活動を支援するエコシステム (philanthropy support ecosystem)」と呼ぶようになってきている。それは、ちょうど生態系において植物、昆虫、小動物、大型動物等が利用や共生などの多様な関係を維持しながら、全体として維持可能なシステムとなっていることと重ねあわせられる。

こうした財団を支えるエコシステムは、一国内だけでなく、各地域や地方においてもそれぞれ存在する。各財団にとって、寄付等による資金を増やし、社会の信頼を得るとともに、最大限の成果を生み出すことのできる環境づくりを考える必要がある。

図3：財団を支えるエコシステム



WINGS (2018a:4) より一部改変

「エコシステム」の必要性

ではなぜ、こういった財団を支える「エコシステム」が必要とされているのだろうか。WINGSのレポートの中では、世界中で依然として30億人にのぼる人が苦しむ貧困やSDGsの達成、民主主義や市民社会への圧迫などのグローバルな課題に対して、財団が果たすべき役割が大きいことが強調されている。

他に資金を頼ることなく、自由な意思に基づいて活動できるのが財団の強みであり、更に他の組織や個人を結び付け、協働を促していくことも可能である。

しかし一方で、免税等の「特権」を享受する財団に対して、各国の政府や社会から、「事業内容が不透明である」あるいは「成果を生んでいない」といった批判や、「金持ちの節税対策や道楽である」等々、その存在意義そのものを問う声も強まっている (WINGS 2018a:6-7、青尾2018)。

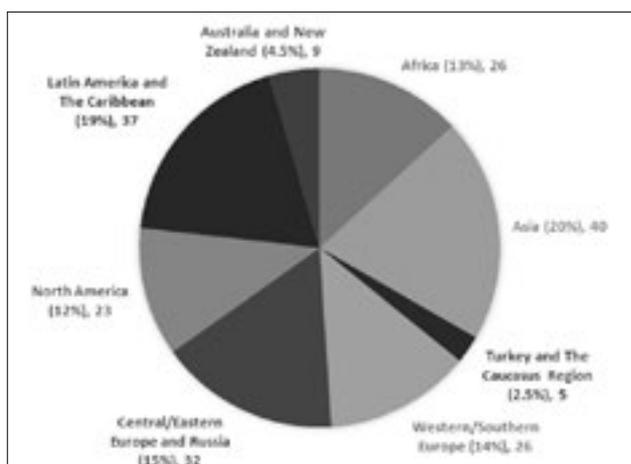
財団もそれに対してただ「善いこと」をしている、というだけでなく、現実の社会の課題に対して、意味のある貢献を果たすことが強く求められるようになってきている。そのために、世界的にこうしたエコシステムの活用と、その強化が課題となってきていると言えよう。

いくつかの事例

WINGS調査では、世界中から集められた「エコシステム」の好事例が紹介されている。いくつか紹介するならば、

①ニューヨーク市立大学の「フィランソロピーと市民社会センター (Center on Philanthropy and Civil Society)」では1989年以降、チャールズ・モット財団の支援を受けて、世界中のコミュニティ財団等から若手・中堅リーダー層を「国際プログラムフェロー」として招聘し、1-3か月の研修を実施している。その結果、これまでに65か国208名のフェローが研修を受けており、98の新たな団体が設立されている。

図4：「国際プログラムフェロー」出身地



CPCSウェブサイトより

②アメリカのNGOソース (NGOsource) は、米国の財団が海外に助成する際の規制 (免税措置のために相手先が米国の非営利組織基準を満たす先であることを証明する必要がある) をクリアするために、財団評議会 (Council on Foundations) とテックスープが共同で開発した非営利組織であり、7,000を超える米国外の組織が基準を満たすことを証明することによって、米国内財団の海外助成の労力を軽減している。

図5：オランダのNGOであるHivosはNGOsourceの認定により、米財団の支援を受けて世界各地で活動を行っている



NGOsourceウェブサイトより

③ブラジルの社会的投資開発研究所 (IDIS) は財団セクターに対して、300を超える社会的投資プロジェクトを設置し、財団活動への投資を促進している。またブラジル・フィランソロピー・フォーラム (BPF) を通じて投資に対する社会的リターン (SROI)、資産を活用した地域開発、コース (社会的テーマ) に関連したマーケティング等の新たな概念を紹介し、財団事業への導入を支援している。

④スペイン財団協会 (AEF) は、SNS (ツイッター、インスタグラム、フェイスブック等) を用いて、社会の財団に対する見方についての調査を行った。その結果、AEFが開催したイベントへの参加者が、財団に対して最も好意的であることがわかった。またそうしたイベントが、実際に参加した人だけでなく、社会全体の感じ方にも影響を与えていることがわかった。

⑤インドネシア財団協会は、SDGs達成のために財団と企業のパートナーシップ形成を支援し、SDGsの各ゴール (飢餓、保健医療、教育等) について財団が共同で出資するファンドを立ち上げることで、インパクトの増大をはかっている (WINGS 2018b:7-13)。

⑥またWINGSのトップであるベルジ氏によれば、ドイツ

財団連盟 (BDS) は、財団セクターの活動について10名近い広報スタッフを用いて、社会における財団活動の認知度向上をはかっているとのことである (Benjamin Bellegy氏、7月10日 WINGS Webinarでの発言より)。

図6：BDSウェブサイト上の財団関係者のインタビュー動画



BDSウェブサイト

⑦シンガポールを拠点とするアジア・ベンチャー・フィランソロピー (AVPN) はアジア全域を中心に500を超える会員組織を持ち、社会的投資を行う財団、助成財団、NPO、研究機関等の多様な関係者が集まる場となっている。

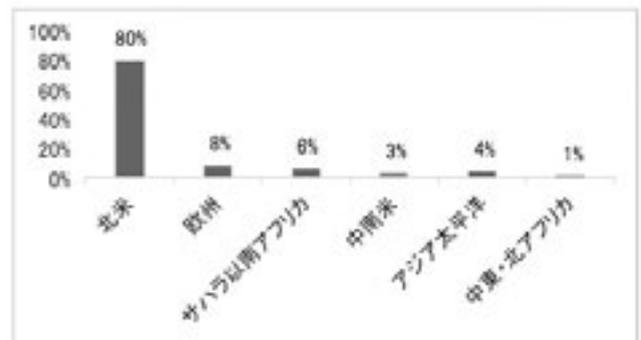
図7：AVPN年次大会光景



AVPNウェブサイト

しかしながら、世界中の財団支援のためのリソースの8割が北米に偏在し、新興国を含めたアジア太平洋地域ではわずか4%に過ぎない。日本を含めたアジア各国でのこうした試みは、いまだ限られているのが現状である。

図8：地域別の財団支援組織予算額 (2015年)



WINGS 2018a:8

日本の「エコシステム」に必要なものは？

これらの動きから、日本の動きを見直してみればどのように見えるだろうか。助成財団センターの事業内容は、セクターの中間支援組織として「助成財団フォーラム」や各種会合の開催等の「場づくり」、研修事業等の「能力強化」、また現在実施している「公益法人制度改革10周年記念プロジェクト」等の制度改革への提言など、多様な役割を果たそうとしているものと言える。また、他にも各種の支援組織やコンサルティング組織等の専門組織も出てきている。

一方で、財団活動に対して社会課題の分析や新たな手法等の紹介を行うようなイノベーションの提供は少なく、また出捐者や社会の信頼や支持を獲得するための発信や、事業の基準作りもまだ十分とは言いがたい状況にある。

今後、財団活動をサポートしていくための「エコシステム」を構築していく際に、WINGSの報告から参考とすべきは、以下の点であると考ええる。

①参加者の多様性—戦後の日本の財団は、多くが企業等によって設立された財団であり、その指導者や関係者も、企業出身者や学識者等に限られてきた。しかし、この数十年間で財団活動に関わるアクターは広がりを見せており、従来の財団もその事業内容を刷新するためには、NPOや社会起業家、当事者、社会課題に関心を持ったエンジニアやデザイナー等、新しいセクター関係者の発想や手法を取り入れていく必要があるだろう。

②社会への発信・アプローチ—同じく、広く社会から財団セクターがその存在意義を認められるためには、財団側からも社会に対して積極的に発信を試みるとともに、社会の抱える諸課題に対して貢献を果たすべく、自らの事業内容やありようを変えていく必要があるだろう。

③財団を取り巻く「エコシステム」強化—財団セクターを強化し、発展させていくためには、財団は「助成金を出す」だけでなく、各財団の能力を強化し、更にはセクター全体を支援できる組織や個人を育てていくことも、その仕事として含める必要があるのではないか。

④最後に、日本の財団セクターの孤立や「ガラパゴス化」を避けるため、海外の財団セクターとの接触を保ち、自らの行っていることを発信するとともに、他国の事例なども積極的に取り入れていくことも有用であろう。今年6月、WINGSの求めに応じて書いた東アジアの財団についての小論（Aoo 2018、図4）に対して、世界各地の財団実務家や研究者から多数の問い合わせがあった。世界の財団ネットワークからの、日本を含めたアジアへの関心は予想以上に高く、そのネットワークに加わり貢献していくことも日本の財団セクターの重要な役割であろう。

図9：WINGSウェブサイトに掲載された東アジア財団レポート



WINGSウェブサイト

その上で、日本の状況の中で具体的にできることがあるとすれば、以下のようなものが考えられる：

- ・財団セクターの事業活動や成果等をまとめ、発信する

情報プラットフォーム作り

- ・SDGsや新領域の学術研究など、複数の財団が共同して運用・実施する助成プログラム
- ・財団の資金運用を行うファンドの設置
- ・財団事業に利用できる共通システムの開発と、それを利用したデータ・情報発信
- ・財団の組織ガバナンス、事業体制等についてのコンサルティングと評価
- ・財団の事業活動評価や関連する分野・課題等についての調査研究

これらのことは、もちろん助成財団センターが単独でできるものでも、そうすべきものでもない。財団セクターを中心とした広い関係者の議論と協働によってなされるべきことであろう。財団セクターは、自らとそれを取り巻く社会の現状に基づいて、今後セクター全体をどのように進化させていくのか、さらにそのために何が重要なのかについて、一度立ち止まって考えてみる時期に来ているように思われる。

参考文献

- 青尾謙(2018).「欧州における社会の変容と財団活動の新たな展開」,立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科紀要『21世紀社会デザイン研究』.Vol.16, pp.31-46.
- Aoo,K.(2018).“Philanthropy in East Asia:Growing Potential and What is Needed – Reflections from a 1.5 Month Fellowship in Asia”.WINGS Website:<https://philanthropyinfocus.org/2018/06/27/philanthropy-in-east-asia-growing-potential-and-what-is-needed-reflections-from-a-1-5-month-fellowship-in-asia/>
- Knight,B.(2018).*What Makes a Strong Ecosystem of Support to Philanthropy?* Sao Paolo:WINGS.
- WINGS(2018a).*Unlocking Philanthropy’s Potential: What Funders can do to Build Strong Philanthropy Support Ecosystems.* Sao Paolo:WINGS.
- WINGS(2018b).*What Difference Do Philanthropy Support Organizations Make?:Examples of Impact from the WINGS Network.* Sao Paolo:WINGS.

第7回深掘りセミナーを開催

「やればわかる」で歩んだ25年

— 障がいのある人々の“夢へのかけ橋”を目指すヤマト福祉財団



はじめに

2016年度から始まりました助成財団深掘りセミナーは、6月の開催で7回目を迎えました。今回は「障がいのある方の自立支援」を目的に掲げ、積極的に様々な活動を展開されているヤマト福祉財団から常務理事 早川雅人氏を迎え、同財団のチャレンジングな歩みと経験、今後の課題等を伺いました。



ヤマト福祉財団は、「宅急便」を開発・成功させたヤマト運輸株式会社の創業者・故 小倉昌男氏が個人資産のヤマト運輸の株式320万株を基本財産として1993年9月に設立し、今年には財団設立25周年を迎えました。公益財団としてのサステナビリティよりも、収益の社会還元を重視しているところが特徴の一つです。

設立者 小倉元会長への敬愛の念

小倉元会長は、障がい者施設の経営に「ビジネスマインドをもってもらうこと」を全国の障がい者施設へ説いて回られました。その姿勢を社員は心から尊敬していました。また、小倉元会長は労働組合に対して優しく、労働組合側も“小倉さんがあって自分たちは生活ができていく”という思いを持つ人が大勢いたことからいい関係が築けたようです。これは財団の収入状況に見て取れます。

ヤマト福祉財団の収入の特徴は、ヤマトホールディングス株式会社とそのグループ会社、ヤマトグループ企業労働組合連合会等の社員の給与や労働組合からのカンパ等の寄付が50%を上回ることです。まさに社員が支えてくれている財団です。財団の活動をきちんと社員に伝えることが財団のガバナンスに影響するため、「しっかり活動しよう」「寄付金を大事にしよう」という気持ちにつながっています。また、財団広報誌NEWSのレポーターは、

労働組合の各支部の委員長に担っていただき、現場で感じた想いを多くの社員・会員に伝わるように取り組んでいます。

事業化を支援するプログラム

特徴的な事業を2つご紹介します。

パンの製造販売のスワンベーカーリー事業が立ち上がったきっかけは、フォーラム参加者から小倉元会長への「やったことがないのに、言うな」という発言からでした。「じゃあ、やってみよう」となり、ご縁があったパン製造の分野で、株式会社として事業を立ち上げました。現在ではフランチャイズ店舗を含めて全国で26店舗が営業しています。

障がい者福祉助成事業のジャンプアップ助成金は、地元の信用金庫等から融資を受ける事業を最優先して助成することが特徴です。助成金（500万円）を梃子として信用金庫等から融資を受け、それをきっかけに地元の中小企業とのつながりを築くことを促進します。障がい者施設や事業所が地元で商売のお付き合いができるようになることを見据えた仕組みです。

今後の課題

今後の課題は二つ挙げられます。一つは、株式会社として事業を行うところを支援することの葛藤です。業に対して、個人からの寄付や賛助会費がフィットするののかという疑問と迷いがあります。二つ目は、民間が行う給付型奨学金の在り方についてです。複数の団体から15万円から20万円の奨学金を受け、それが奨学生の家族の生活費に充てられている状況が見受けられるのです。多額の奨学金を返還する能力への懸念に加え、民間が行う給付型奨学金の在り方として、経済的困窮度以外の視点から就学困難度を測る仕組みを取り入れる必要性について思案中です。

おわりに

早川氏のお話では一貫して、小倉元会長への尊敬の念と愛情が感じられました。“小倉イズム”ともいえるその精神をこれまで継承し、今後も変わらずに継続することの難しさとともに、それを基にした財団のゆるぎない姿勢に感服しました。障がいを持つ人々が健康的で明るい社会生活を営める環境づくりに貢献することを目的とし、積極的に新しいことに挑戦されているヤマト福祉財団の今後の事業の展開に期待したいと思います。

(渡真利明緒衣・記)



「いつでも、どこでも、だれでも」 学べる

公益財団法人北野生涯教育振興会 常務理事
市橋 淳平



設立者

北野生涯教育振興会は、スタンレー電気株式会社の創業者である故北野隆春の人材育成についての考え方に基づいて、1975年文部省（当時）の認可を得て「生涯教育」の名を冠した日本で初めての財団として設立されました。北野隆春は、山梨県藤袋村（現在の笛吹市境川町）に生まれ、志高く東京で学問の道に進むべく勉学に励みましたが、一高を目指しているところで胸部疾患に罹患し3年の専心療養を宣告され、退院後も生家に戻り静養を余儀なくされました。

軍隊生活を経て、実業の道に入り起業した後も、学びたいとの思いが強く、30歳で大学に入学し仕事と学業の両立を図りました。こうした体験から、いかに「企業は人なり」とか「一年の謀は穀を植え、十年の謀は、樹を植え、百年の謀は、人を植える」ことがいかに大切であるかを身をもって知りました。北野隆春の人材育成の考え方は、「従業員を大切に」という会社方針にもあらわれており、中学卒業者の定時制高校への通学、高校卒業者が定時制大学に通う制度を設けており、社員に積極的に学習の機会を提供するよう努めていました。

北野財団設立

財団設立にあたり、戦後30年余りを経てようやく政治・経済・社会的に自立ができるようになると、真の国際的水準の技術革新と人材育成が急務の課題となっていました。一方働く人々に高度の能力開発を要請する反面、働き甲斐、生きがいなど人間性の希求をも高める結果となっていました。さらに、学校教育のあり方、勤労年数の延長、平均寿命の延長、週休二日制への定着による余暇の増加などは、公私にわたる生活ならびに考え方に多大な影響を及ぼしていると言えます。そこでこれらの趨勢に対処する方法として、人間のいくつかの発達段階に応じた学習があらゆる社会の生活領域の中で、「誰でも、いつでも、どこでも」必要に応じておこなえるいわゆる生涯教育の

実践が、これに考えられました。これに呼応する形で、企業的視野を超えて、広く向学の人々、特に社会人になってからも学びたいという志を持っている方々に学習機会を提供することが、社会貢献につながるの思いから財団は創設されました。

財団の初代理事長には、当時スタンレー電気株式会社の会長でありました北野隆興が就任し、「出会いはドラマ、感動する心を大切に」をスローガンに、事業を通じて人々が触れ合い、様々な体験の中から得られるものを大切に、「いつでも、どこでも、だれでも」学べる機会を提供するため、様々な事業を展開すると共に学校教育・企業内教育・社会教育の連携を図ることが財団の重要目的の一つであるとの考えを基にその基礎を築きあげました。現在は、二代目理事長北野重子のもと初代理事長の遺志を継ぎ「継続は力、学び続けるあなたを応援します」を掲げ事業を展開しております。

北野財団が考える生涯教育

2010年12月1日に公益財団法人の認定を受け、新たな一歩を踏み出してから8年が過ぎようとしております。

当財団の目指す生涯教育とは、豊かな人間性を有する人を育て、実りある人生を送ることができるように、自己の人格を形成し磨くことができるように、その生涯にわたって学びの機会を与えることと考えております。

現在では生涯学習という言葉が定着しておりますが、生涯教育は生涯学習をも含んだ大きな概念としてとらえるべきものと考えます。

幼児教育から始まり小学校、中学校での基礎教育、高校、大学と青年期の教育があり、社会人となってからの学び、リカレント教育、さらに壮年期、老年期においても学びを続けたいと思っている方々が多くおられます。学校生活期であっても学校だけの学びではなく日々が学びであるといえます。家庭教育の重要性が問われる今日であります。昔から三つ子の魂100までと言われるように、幼児

や小児期にしっかりと身につけなければいけないものがあります。それは道徳観であり、倫理観であり、情操を養うことです。これらに青年期から老年期に至るまで知識教育を基礎とした智慧を学ぶ必要があると考えます。よりよい人格形成を行うための学び、豊かな人間性を育てるための学び、実りある人生とするための学び、これらを学びたいと思う人たちに、どんな場も教育の場であり、学びの場でもあります。そのような場を提供し続けることが財団の使命であると思っております。

北野財団の活動

財団の目的は、定款にある通り「生涯教育の振興を図るための事業を行い、もって健康で豊かな知識と情操を有する人材の育成に資する」としており、そのための事業として、(1)生涯教育に関する助成事業、(2)学習者に対する奨学事業、(3)講演会・研修会等の事業、(4)その他財団の目的を達するために必要な事業としております。小規模ではありますが、多くの事業を展開しております。

生涯教育に関する助成事業では、生涯教育に関する研究をサポートする研究助成金、異業種交流・自己発見のできる生産性の船への派遣助成、子どもたちに本の魅力を知ってもらうために公立の小中学校を対象にした図書寄贈などを行っています。子供たちのための演劇やダンスのワークショップ事業への助成、小中学校に映像関係の専門家によるワークショップや声楽家を派遣し本物の芸術を体験してもらうアーティスト派遣。保育所建設費用を助成する途上国支援も実施しています。

学習者に対する奨学事業は、当財団の方針である働きながらも学びたい人を応援するという考えから、社会人を対象に国内の大学、大学院の科目等履修生と放送大学の選科履修生、大学院修士全科生に奨学金を授与していま



研究助成



図書寄贈



途上国支援（フィリピン）



科目等履修生奨学金/放送大学奨学金



音楽奨学金



外国人奨学金（ベトナム）

す。学生に対しては、彫刻や音楽を志す方へ大学彫刻奨学金と音楽奨学金を設けております（指定校制）。海外の学生に対しても貧しくても成績優秀な学生へ、4ヶ国8校の学生（指定校制）に奨学金を授与しており、大変喜ばれております。

講演会・研修会等の事業として、講演会では、生涯教育への扉を開く機会を提供しようとする参加者の心の糧となるようなテーマについて随時講師を招いて実施しており、特に伝統文化の能、狂言、歌舞伎、文楽、雅楽については定期的に開催しています。

研修会として、美術研修は講師の解説を受けながら美術館等を巡り様々なアートを鑑賞しています。歴史研修は、講師と共に各地の城を巡り歴史を学んでいます。伝承研修は、長い歴史の中で培われ、時代の変遷の中で脈々と生き永らえてきた「古きよきもの」を大切にしたいと願い各地を巡り学んでいます。

その他に財団設立当初より行っている論文募集事業があります。書くことも生涯教育の一環ととらえ、毎年身近な関心事をテーマとして定め体験を通した小論文・エッセイを募集しております。

今後の北野財団と生涯教育

学校教育だけが教育の場ではありません。当財団は「働きながらも学びたい人」を継続して応援してきました。最近では「人生100年時代」と言われ、教育の分野でのステージも見直され、リカレント教育の重要性も叫ばれてきています。まさに当財団の目指すところですが、ある年代になって後ろを振り返ってみるとやり残したこと、中途半端だったこと、もう少し見極めてみたいことを見つけます。そのような時に学びたいことが当財団にあることによって、その方の新しい道が拓けるといえることは大変素晴らしいことです。

当財団は、これからもそういった方々の生涯教育の一助になればと思います。よりよき人づくりのため、人類の明るい未来のためにこれからも、小さいながらも一味違った財団として、一人でも多くの方々の役に立つような財団であり続けていきます。



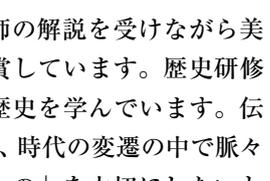
講演会（「伝統文化に親しむ」シリーズ）



美術研修



歴史研修



論文募集（審査講評）



論文募集（審査講評）



公益法人制度改革10周年を迎えるにあたっての アンケート調査報告2

～ 一般法人の選択 ～

調査検討委員会 専門委員
神山 和也

1. はじめに

公益法人制度は2008年12月に施行され、本年12月で10周年を迎える。助成財団センターでは昨年10月より本制度の課題を明らかにし、改善に繋げることを目的として、公益法人制度改革10周年に向けた特別プロジェクト「公益法人制度改革が助成財団に及ぼした影響に関する調査・研究」を立ち上げ、調査検討委員会（座長・養康久（住友財団常務理事））を組織し調査を開始した。前号のVIEWSに引き続きその一端として、〈一般法人〉を選択した法人による、選択した理由と、長所・短所と感じている内容を報告する。

2. アンケート対象

財団・社団法人を4類型（2008年12月1日の新制度施行前後の移行/設立、及び公益/一般による区分で、移行公益法人、移行一般法人、新設公益法人、新設一般法人）に区分し、類型ごとに異なるアンケートを作成した。今回の報告は一般法人に対する回答を基にした。

送付先団体は助成財団センターの会員＋センターのデータベース調査の協力団体とし、移行一般法人は196件、回答数87件で回答率44%。新設一般法人は21団体に送付し回答数は13件であった。

3. 移行一般法人の回答

(1) 一般法人を選択した理由

優先順位順に「助成以外の事業を行っており/行うことが想定され、公益事業比率50%以上の基準に制約されなくなかった」が22%で1位、2位は2件あり「移行後の行政的な関与や事務的な負担を少なくしたかった」および「全般的に公益法人となるメリットがあまり無いと判断した」でそれぞれ17%である。

別の設問で「事業を行っている場合、事業収益が収益全体に占める割合」を訊いており、この結果は62%である。

したがって公益事業比率50%以上の達成が難しいという現実がある一方、公益法人となるメリットがあまり無いと判断し、一般法人を選択したと考えられる。

「その他の理由」の自由記述は11件。「移行時に公益法人の認定基準を満たしていなかった」が5件、「一般社団法人に移行してから公益社団法人に移行する」との記述が1件、「その他」が5件。

公益法人の認定基準を満たしていなかったという5件は、「助成事業が特定大学に限られており公益性がない」「50%以上の公益事業を行うことができない」「同一企業の役職員が1/3を超えていた」「主な事業が市から会館の管理運営を受託することであるため県から難しいと言われた」「移行の認定基準を満たしていなかった」である。

「その他」5件の記述。「収入が少なく永続的な活動が困難」「基本財産がわずかで寄付を得る見込みも少ないので、これを機に財産を取り崩して意味ある助成を行う方針に切り替えた」「税制優遇がいつまで続くか不透明であり、また、継続的な寄付金確保の見通しが不明であった」「身の丈に合わせた選択」「執行方法や金額などの自由度を高めたかった。また将来的に賛助会員に頼った運営を続けるのが難しい」。

(2) 一般法人に移行したメリット感

1位「行政の関与が少なくなり自由に助成事業ができるようになった」が20%。2位は「安定した助成事業ができるようになった」で19%である。これ以下の比率はずつと下がる。

その他の自由記述は9件。提出書類が少ないことをメリットとしている記述が3件。「公益法人に比べ、財務三基準がないため、運営に自由裁量があり、また提出書類などの手続きが簡単ですむ」「公益目的支出計画、事業報告、決算などを提出すれば良いので、予算、事業計画を照らし合わせる必要がなくなった」「主務官庁への事業提出書類が減少した」とある。なお「メリットは特にない」、

「メリットは感じていない」が2件。

(3) 一般法人に移行したデメリット感

1位は「金融資産収益に課税されるようになった」が42%。2位は「収益事業に軽減税率が適用されなくなった」で11%。

その他の自由記述は4件。デメリットの記述は2件で、「法人税への不利益な課税」「公益目的支出計画期間終了までは、当局への実施報告が必要なことから、管理負担が大きい」。一方、デメリットはあまり無いという記述が2件。「従来の目的及び事業内容であり、デメリットも感じていない」「公益目的支出計画を達成しなければならない制約感はあるが、それ以外の特別なデメリット感はない」。

(4) 今後の法人類型の選択

「一般法人のまま進めたい」が75%で1位、「考えたことがない」20%、「公益認定を受けて公益法人で進めたい」5%が3位。

(5) 「一般法人のまま進めたい」を選択した理由

50法人が自由記述欄に記載した。この内容は大きく3つにまとめられる。

①一般法人のまままで問題無し (29件)

「今のままで良い」が19件。次いで「公益法人となることのメリットが特にない」5件。「元々一般法人を希望していた」という趣旨の回答が3件。

メリットを書いたものが2件。「収益業務規制の制限がなくなり、地域との連携・支援にあたり自由度が増した」「非営利性が徹底された法人」を選択し、指定管理事業も毎年清算することで、出資者である市からの信頼も得ることができている」。

②一般法人から公益法人となることで、制約があり、自由度がなくなることを危惧 (10件)

自由度を維持したいが4件、諸規定に制約が多くなるが2件。事務的な負担が多いからが2件。同様の趣旨であるが、「現在、短時間勤務の2人で事務を担っているが、公益法人になることで事務量が増え、人件費がかさむことが懸念される」。また「公益認定を受け、維持する自信がない」という意見もあった。

③現在の事業内容による制約があり一般法人のままを選択 (11件)

「事業における公益比率が50%以下だから」が3件。「安定した公益目的支出計画を策定して実施していく事業とは性質を異にする事業である」が2件。「地域限定に特化したい」「事業対象者が減ってきている」が各1件。「公益目的財産額0を所定の使用期間内に達成したい」「資産取り崩しを進めている」「定められた期限まで助成を行い、解散するため」といった内容が4件。

(6) 「今後公益認定を受けて公益法人で進めたい」を選択した理由

4件。うち2件が「税制への優遇」。「当初より一般財団から公益財団へと移行することを計画している」「今後公益財団法人に移行したい」が各1件。

4. 新設一般法人の回答

(1) 公益認定の検討

法人設立に当たり、設立後に公益認定を受けることを検討したのは60%。ただし、この60%全ての財団で、その後、公益認定の申請をしないことにしたと回答。理由は、「公益認定手続きが煩雑で事務的な負担が大きい」(43%)、「公益認定後の行政的な関与や事務的な負担を少くしたかった」(14%)、「全般的に公益法人となるメリットがあまりないと判断した」(14%)、「その他」(20%)である。

(2) 一般法人であることのメリット感

「行政機関の関与がなく自由に助成事業ができた」(90%)。

(3) 一般法人であることのデメリット感

「寄付者への寄付金控除がない」(30%)、「金融資産収益に課税される」(30%)、「法人としての公益性が認められず社会的な信用が得にくい」(20%)。

(4) 今後の法人類型の選択

「一般法人のまま進めたい」(80%)「公益認定を受けて公益法人で進めたい」(10%)「考えたことがない」(10%)である。

理由は「公益法人であることのメリットがあまり感じられない」「公益法人は制限が多すぎる」「事業の自由度を保持したい」「公益認定を受けて運営するコストが負担になる」「行政が関与し、意思決定がやりにくくなる」「非営利収益が50%以上の制約が、規模を拡大する上で制約になる」である。

まとめると、一般法人の意見では、公益法人に移行すると自由度が少なくなると感じており（移行手続きが複雑、移行後の管理運営の実務の多さと煩雑さ、バラツキの多い立入検査、事業の自由度の少なさ）、一方、一般法人のまましていると課税のデメリットがあると感じている、と要約することができる。



市民セクター全国会議2018 —市民社会の広がり新たな挑戦—

市民セクター全国会議は、社会課題解決に取り組む全国のNPOや、NPO支援組織、企業、行政などが一堂に会す会議です。市民社会の創造を目指し、現代社会が直面している社会課題や、今後あるべき取り組みを議論します。

本会議は、2002年から2年に1度開催しており、今回で9回目の開催です。

なお11月22日(木)15:30からの「分科会9」は、企画協力を当センターが行い、「社会に新しい価値を生み出す資金提供」をテーマに行います。

日 時：2018年11月22(木)・23日(金・祝)
場 所：聖心女子大学 4号館 聖心グローバルプラザ
参 加 費：【両日参加】10,000円
(日本NPOセンター正会員8,000円)
【1日参加】8,000円
(日本NPOセンター正会員7,000円)

定 員：200名
主 催：認定特定非営利活動法人日本NPOセンター
参加対象：NPO、NPO支援組織、公益法人、社会福祉法人、企業、財団、その他ソーシャルセクターに関わる個人など

詳細・お申込みは、日本NPOセンターのホームページ
<http://www.jnpoc.ne.jp/ss2018/>

新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム —市民社会へのインパクトと今後の展望—

新公益法人制度が施行されて平成30年12月1日で満10年の節目を迎えます。この10年の間に公益法人をめぐる社会環境はどう変化したのか。公益法人制度改革が市民社会にもたらした影響、課題は何か。制度改革後の10年を振り返り、今後の民間公益セクターの役割と展望について皆様と共に考え、提言活動につなげたいと存じます。

日 時：2018年12月4日(火)13:00～(12:30開場)
場 所：アイビーホール(渋谷区渋谷4-4-25)
参加費：無料(懇親会費は別途5,000円)
定 員：140名
主 催：(公財)公益法人協会
共 催：(公財)助成財団センター、(公財)さわやか福祉財団

調査報告・提言

- ①公益法人制度改革要望の検討結果
雨宮孝子 公益法人協会理事長
- ②制度改革が助成財団に及ぼした影響等の調査結果
袁康久 住友財団常務理事

パネルディスカッション

「公益法人制度改革とこれからの公益法人」
司会 太田達男 公益法人協会会長

パネリスト

岡本仁宏 関西学院大学教授・日本NPO学会会長
片山正夫 セゾン文化財団理事長
岸本幸子 パブリックリソース財団専務理事
田中雄一郎 朝日新聞社論説副主幹
山岡義典 助成財団センター理事長

まとめ、大会宣言 鈴木勝治 公益法人協会副理事長

編集後記

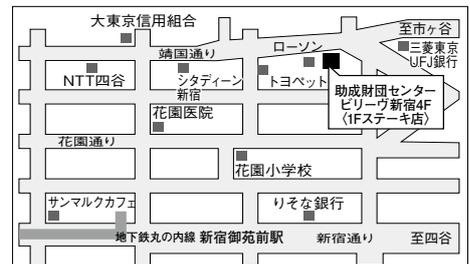
◆本号の巻頭言は、公益法人協会会長の太田達男氏から「公益法人制度改革施行10周年に思う」と題してご寄稿いただきました。太田会長には次号より同テーマで連載いただく予定です。ご期待ください。

◆公益法人制度改革10周年特別プロジェクト「制度改革が助成財団に与えた影響と課題」調査中間報告の第2弾「一般法人の選択」を掲載しました。なぜ、公益認定を受けずに一般法人を選択したのか、そこには制度的な問題点だけでなく、法人運営者の意識も見えてきます。

◆今年は、新公益法人制度が施行後10年、NPO法が同20年と非営利法人制度の節目の年です。この秋は、その関連行事が目白押しです。11頁に11月8日大阪で開催します当センター主催のフォーラム、12頁には、11月22・23日に日本NPOセンター主催の「市民セクター全国会議」、12月4日、公益法人協会主催の「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」のご案内を掲載しました。また、来年2月8日には毎年当センター主催の「助成財団フォーラム」にて、公益法人制度改革10周年特別プロジェクトの最終報告を行う予定です。是非、ご参加ください。

◆今号では久々に当センター参与の青尾氏から海外財団事情レポートを寄稿いただきました。今回はWINGSが行った調査(複数のレポートと、それに基づいたキャンペーン)をもとに、助成財団に対する各国の支援施策を紹介しています。

◆今夏の助成団体データベース調査にご協力いただきました皆様、ありがとうございます。今後は、校正原稿の確認と「助成金応募ガイド」2019年版への掲載の可否をお尋ねする書類をお送りいたしますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。(湯瀬秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい)

JFC Views No.94 October 2018

編集・発行 公益財団法人 助成財団センター
発行日 2018年10月29日
編集・発行人 田中 皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階
Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858
URL <http://www.jfc.or.jp>
E-mail pref@jfc.or.jp